

西崎小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、西崎小学校PTAと称し、事務局を西崎小学校(西崎2丁目4-1)におく。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の教養を高め、親睦を図り、学校教育に対する理解を深めると共に教師と父母が協力しあつて、子供の健やかな成長と幸せを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修の充実を図り、親睦を深める。
- (2) 教育環境の整備。
- (3) 校外生活指導。
- (4) 学力向上に関すること。
- (5) その他、本会に必要なこと。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は、児童の父母又は、保護者と教師並びに第2条の趣旨に賛同する者で組織する。

2 但し、この会の趣旨に賛同する者の入会は、評議員会で決定する。

(会費等の納入義務)

第6条 会員は、規定に定められた会費等を毎年期日までに納入しなければならない。

第3章 総会

(総会の構成)

第7条 本会の総会は、本校に在籍する児童の父母又は保護者と教師並びに第5条により入会した会員で構成する。

(総会の種類)

第8条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の招集)

第9条 定期総会は、毎年事業年度2ヶ月以内に会長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる、場合に会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 評議委員会が招集を必要と決議したとき。
- (3) 5分の1以上の会員から会議に付すべき事項を示したとき書面で招集の請求があつた時

(総会の議長)

第10条 総会の議長は、総会ごとに出席した会員の中から選任する。

(総会の決議)

第11条 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席会員の過半数をもってこれを議決する。

2 可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(総会の決議事項)

第12条 次の各号事項は総会の議を経しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更。
- (2) 事業報告及び会計報告の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改廃
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(総会の会議録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した会員の中から選任された議事録署名人2人以上の署名を得なければならない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員種類及び数、顧問、職員の数)

第14条 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1人
- (2) 顧 問 1人(校長)
- (3) 副 会 長 3人(父親代表、母親代表各2名以内)
- (4) 監 事 2人
- (5) 事務局長 1人(教頭)

2 監事は、他の役員を兼務し、又は部会の構成員となる事が出来ない。

3 事務局職員の数は、次の通りとする。

書記会計 1人

(役職員の選出、任免)

第15条 役員は会員の中から評議委員会で推薦し、総会の承認を得る。

2 職員(書記会計)は、会長が選任する。

(役職員の任期)

第16条 役職員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。再任の場合は任期を1年とする事ができる。尚、補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職員の報酬)

第17条 役職員の報酬は、別に規程で定める。

(役職員の職務)

第18条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

4 事務局長は、会長、副会長を補佐し、事務局を統括する。

5 書記会計は、会長の指示に従い庶務会計にあたる。

(特別顧問)

第19条 本会は特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、会員でPTA会長経験者とする。

3 特別顧問は、会長の要請に応じて評議員会に出席することができる。

第5章 評議委員会

(評議委員会の構成)

第20条 評議委員会は、監事を除く役員、専門部長、支部長をもって構成する。

(評議委員会の招集)

第21条 評議委員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

(評議委員会の議長)

第22条 評議委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(評議委員会決議)

第23条 評議員会は、その構成の3分の1以上の出席により成立し、その議事は、出席会員の過半数をもってこれを議決する。

(評議員会の議決権)

第24条 評議員会は、次の各号事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する、議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) 規程の改廃
- (4) 役員候補の推薦
- (5) 緊急事項の処理に関する事項について
- (6) 補正予算編成
- (7) その他、会運営にかかる諸事項

(評議員会の議決権)

第25条 緊急やむを得ない事項について総会に代わり議決する。

2 前項の場合、次期総会に報告しなければならない

(評議員の会議録)

第26条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

第6章 専門部

(専門部会の構成)

第27条 専門部は、部長1人、副部長2～3人(P1～2人、T1人)及び部員若干名をもって構成する。

2 部長は、評議員会の承認を得て委嘱する。

3 副部長は、部長が評議員の承認を得て任命する。

4 部長は、P会員をもって構成する。

(専門部の設置及び会務)

第28条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究及び審議し実施する為に部会を設置す

る。会務は、次の各号事項である。

(1) 総務部

- ア 事業計画に関する事。
- イ 予算決算に関する事。
- ウ 各部、各学年との連絡調整に関する事。
- エ 褒賞、表彰に関する事。
- オ 総会、評議員会開催に関する事。

(2) 成人教育部

- ア 講習会、講演会に関する事。
- イ 会員研修に関する事。

(3) 環境整備部

- ア 環境整備に関する事。
- イ PTA作業に関する事。

(4) 保健体育部

- ア 保健衛生に関する事。
- イ 保健体育行事に関する事。

(5) 調査広報部

- ア 会員への情宣活動に関する事。
- イ PTA新聞発行に関する事。
- ウ その他広報活動に関する事。

(6) 校外生活指導部

- ア 交通安全指導に関する事。
- イ 夜間街頭指導に関する事。
- ウ 遊び場の調査、整備に関する事。
- エ 危険地域の指定と予防対策に関する事。

第7章 学年・学級PTA

(学級PTAの設置及び構成)

第29条 学級PTAは、学級に父母と担任の教師をもって構成し、学級児童の健全な成長と学級会員の教養の向上に努める。

- 2 学級PTAは、学級正副委員長各1人をもって互選する。
- 3 学級委員長は、学級PTAを代表し、その運営並びに協議事項の実施に当たる。

(学年PTAの設置及び構成)

第30条 学年PTAは、学級委員長と学年の教師をもって構成する。

- 2 学年PTAは、学年委員長(P)を互選する。
- 3 学年委員長は、学年PTAを代表し、その会の運営にあたる。
- 4 学年PTAは、各学級PTAの連絡調整を図る。

第8章 支部PTA

(支部PTAの設置)

第31条 本会は、支部内の児童の教育の向上、地域環境の浄化及び教育活動を行うために支部PTAを設置する。

2 支部PTAは次の5支部とし、各支部に支部長を置く。

- (1) 西川町
- (2) 西崎1丁目
- (3) 西崎2丁目
- (4) 西崎団地
- (5) 大川

3 前項に該当しない地域は、西崎2丁目支部に属するものとする。

第9章 会計及び簿冊

(収支)

第32条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(簿冊の備置)

第33条 本会の事務局に常に、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) PTA沿革誌
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 会議録
- (6) 会計簿
- (7) 寄付者名簿
- (8) その他、必要な簿冊

第10章 雑則

(施行、規定等)

第34条 本会は、本会則の運用を円滑にするために本会則に定めあるものの他、評議員会の議を得て施行に関する規定を定める。

2 規定の改廃については、評議員会の承認を得て定期総会において報告しなければならない。

附 則

- 1 この会則は、昭和58年4月1日から施行
- 2 この会則は、昭和62年5月23日全面改正、昭和62年5月23日から施行
- 3 この会則は、平成2年5月12日全面改正、平成2年5月12日施行
- 4 この会則は、平成3年5月25日一部改正、平成3年5月25日から施行
- 5 この会則は、平成7年5月20日全面改正、平成7年5月20日施行
- 6 この会則は、平成16年4月28日一部改正、平成16年4月28日から施行
- 7 この会則は、平成19年4月20日一部改正、平成19年4月20日から施行
- 8 この会則は、平成28年5月13日一部改正、平成28年5月13日から施行
- 9 この会則は、平成29年4月21日一部改正、平成29年4月21日から施行

西崎小学校PTA会則にもとづく運営規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定する。

第2章 総会

第2条 総会の運営は、会長が議案提出者となり、会員の中から議長を選任して議案の審議を行う。

第3章 評議委員会

第3条 評議員会は、会長が議長を努める。

第4条 評議員会は、原則として毎月1回開催する。

第4章 役員

第5条 役員は、原則として本会の役員から選出する。

第6条 役員の手当は次の通りとする。

- (1) 会 長 年額 2万円
- (2) 副 会 長 年額 1万円
- (3) 事務局長 年額 2万円
- (4) 監 事 年額 4千円
- (5) 書記会計 月額 4万6千円

第5章 PTA会費

第7条 PTA会費は、4,200円とする。

2 徴収は、年額(4,200円)を2期に分けて行う。

第6章 専門部

第8条 専門部の部員は、各学年から選任する。

第7章 学年・学級PTA

第9条 総会前に学級PTAを持ち、正副委員長を互選する。

附 則

- 1 この規定は、平成7年5月20日から施行
- 2 この規定は、平成9年5月7日から一部改正、平成9年5月7日から施行
- 3 この規定は、平成16年4月28日から一部改正、平成16年4月28日から施行
- 4 この規定は、平成17年4月28日から一部改正、平成17年4月28日から施行

この規定は、平成25年5月2日から一部改正、平成25年5月2日施行する。

西崎小学校PTA表彰規定

第1章 目的

(目的)

第1条 本規定は、本会の使命遂行に尽力して、その発展に貢献した者を表彰し、その熱意と努力に報いると共にその実績を紹介してPTAの発展に寄与することを目的とする。

第2章 表彰

(被表彰者)

第2条 被表彰は、個人とする。

(表彰の基準)

第3条 本会の運営並びに活動に貢献し、その功績顕著な個人

2 本会の役員、専門部長、任期満了をもって表彰する。

3 物心両面の援助者、多額寄付金、その他の功績のあった者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、定期総会において行う。

(被表彰者の決定)

第6条 専門部、支部より推薦された者に付き評議員会に諮り被表彰を決定する。

附 則

この規定は、平成7年5月20日から施行する。

西崎小学校PTA弔慰規定

第1章 目的

(目的)

第1条 本規定は、生徒及び会員に対する弔慰金に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 弔 慰

(弔慰対象)

第2条 生徒及び会員を原則とする。ただし、社会通念上、必要と認められる場合は、その都度、評議員会の議を得て決定する。

(弔慰金)

第3条 弔慰金は、3,000円とする。

附 則

この規定は、平成24年4月28日から施行する。

西崎小学校PTA緑の基金設置規定の制定

第1章 目的

(設置目的)

第1条 本校の緑化環境を整備し、子供たちの健全育成環境を整備するため、西崎小学校PTA緑の基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2章 基金

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、会員1世帯あたり年額450円とする。

2 本基金は、PTA会費と同時に年額を徴収し積み立てる。

3 前項の規定にかかわらず、本基金の目的に合致する臨時的収入があるときは、これを積み立てる事が出来る。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第一条に定める目的に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、PTA総会による承認を得た場合には、第一条に定めた以外の目的の財源に充てる事ができる。

3 基金の運用から生ずる収益は、前2項の規定による処分を行わない場合においては、基金に積み立てるものとする。

(委任)

第5条 この基金に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成21年4月24日から施行する。

この規定は、平成25年5月2日から一部改正、平成25年5月2日施行する。

西崎小学校PTA教育環境整備基金設置規定の制定

第1章 目的

(設置目的)

第1条 本校の教育環境を維持・改善し、教育環境の整備に要する資金に充てるため、西崎小学校PTA教育環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2章 基金

(積み立て)

第2条 基金として積み立てる額は、会員1世帯あたり年額600円とする。

2 本基金は、PTA会費と同時に年額を徴収し積み立てる。

3 前項の規定にかかわらず、本基金の目的に合致する臨時的収入があるときは、これを積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、本校の教育環境整備に必要な財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、PTA総会による承認を得た場合には、第一条に定めた以外の目的の財源に充てる事ができる。

3 基金の運用から生ずる収益は、前項の規定による処分をしない場合においては、この基金に繰り入れるものとする。

(委任)

第5条 この基金に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成21年4月24日から施行する。

この規定は、平成25年5月2日から一部改正、平成25年5月2日施行する。

西崎小学校PTA健全育成基金設置規定

第1章 目的

(設置目的)

第1条 本校の子供たちが参加する諸行事をサポートするため、西崎小学校PTA健全育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2章 基金

(積立て)

第2条 本基金はPTA行事等の収益を財源とする。

2 前項の規定にかかわらず、本基金の目的に合致する臨時的収入があるときは、これを積み立てる事が出来る。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第一条に定める目的に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、PTA総会による承認を得た場合には、第一条に定めた以外の目的の財源に充てる事ができる。

3 基金の運用から生ずる収益は、前2項の規定による処分を行わない場合においては、基金に積み立てるものとする。

(委任)

第5条 この基金に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成21年4月24日から施行する。

西崎小学校PTA記念事業基金設置規定の制定

第1章 目的

(設置目的)

第1条 本校の創立記念事業を円滑に推進するため、西崎小学校PTA記念事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2章 基金

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、会員1世帯あたり年額700円とする。

2 本基金は、PTA会費と同時に年額を徴収し積み立てる。

3 前項の規定にかかわらず、本基金の目的に合致する臨時的収入があるときは、これを積み立てる事が出来る。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 基金は、第一条に定める目的に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、PTA総会による承認を得た場合には、第一条に定めた以外の目的の財源に充てる事ができる。

3 基金の運用から生ずる収益は、前2項の規定による処分を行わない場合においては、基金に積み立てるものとする。

(委任)

第5条 この基金に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成21年4月24日から施行する。

この規定は、平成25年5月2日から一部改正、平成25年5月2日施行する。